

原子力施設に関する安全協定について

原子力施設が立地する地域においては、周辺地域住民の安全を確保するため、道県、市町村、事業者の3者間で安全協定が締結されている。安全協定自体は法令上義務づけられているものではなく、各自治体や施設の種類によって締結されている内容、協定を締結している自治体の範囲は異なるが、その主なものの例は以下のとおり。

【事前了解】

事業者は原子炉等の施設及びこれに関連する主要な施設の新設、増設、計画の変更等について、立地道県及び立地市町村の事前の了解を得る。事前了解を必要とする事項については各自治体において異なるものの、基本的には原子炉等規制法における施設の設置の許可、変更の許可が必要な事項を事前了解事項としている例が多い。

【通報連絡】

異常事象の発生に関して、事業者より自治体に通報連絡を行う。通報連絡を行う事象は各自治体により異なるが基本的には、①事故、故障の発生、②法令を越えるレベルの放射性物質の漏洩、汚染、③敷地内の火災、④核燃料物質、放射性物質の輸送中の事故、等が該当。

また、平常時においても、施設の起動、計画停止、新燃料の搬入、使用済燃料の搬出の状況、施設の運転計画、新增設施設の工事計画及び進捗状況、定期検査の実施計画などについて、報告が自治体に対してなされている。

【立入調査】

施設が安全に運転されているかを把握するため立地道県及び立地市町村は施設に立入調査をすることができる。事故時に立入調査を行うことがある他、通常時にも事業者の了解を得て、定期的に立入調査を行うことがある。

【適切な措置】

立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保を図る観点から特別な措置を講じる必要があると認める場合には、立地道県、立地市町村は事業者に対して、直接又は国を通じて措置を求める。

【損害の補償】

施設の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は事業者は誠意を持って補償する。

また、放射能の測定及びその結果の公表、事業者と自治体の連絡会の設置などについても、安全協定等において対応がなされている。